

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 の 名 称	
工 事 場 所	
入 札 (予 定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	1 報道機関 (2 個 人 (3 匿 名 (4 そ の 他 (
受 信 者	財政部契約検査課契約係
情 報 手 段	1 電 話 2 書 面 3 面 接 4 報 道 (5 そ の 他 (
情 報 内 容	1 落札業者の決定 (2 落札金額の決定 (3 その他 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>
指 名 又 は 参 加 業 者	別紙一覧のとおり
応 答 の 概 要	1 資格審査委員会において審議検討する旨 2 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>
当該案件の問合わせ先	TEL ー

事 情 聴 取 書

実施日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
実施場所	盛岡市庁舎		
事情聴取者	財政部長・財政部次長・契約検査課長・		
工事の名称			
事情聴取を受けた業者名及びその権限を有する者	ア	特定共同企業体	
	イ	株式会社	
質 問 事 項	徴 取 内 容		
① 工事の入札に先立ち、既に落札業者及び落札金額が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	有 ・ 無		
② 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。	有 ・ 無		
③ あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。			
④ 入札価格の積算及び決定方法	ア 積算する場所	ア	
	イ 決定する者	イ	
事実確認	有 ・ 無 ・ 判断不能		記録者

誓 約 書

年 月 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

職及び氏名

印

今般、下記市営建設工事の競争入札に関し、盛岡市競争入札参加者心得第 11 の 2 の規定に抵触する行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定趣旨を遵守することを誓約します。

なお、談合の事実が明らかになった場合、貴市における当該工事に係る契約の解除その他の措置に関しても、一切異議を申し立ていたしません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

工事の名称

委 任 状

受任者 職 名
氏 名 印

上記の者を代理人と定め、下記事項について権限を委任する。

委 任 事 項

貴市発注の「 工事」の競争入札に係る貴市が行う事情聴取に
関する一切の権限

年 月 日

委任者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

盛 契 第 号

年 月 日

公正取引委員会事務局

東北事務所長 殿

盛岡市長 谷 藤 裕 明

談合情報に関連する資料の送付について

当市発注予定の「
工事」の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添
のとおり送付いたします。

記

- 1 入札に関する状況 無効 ・ 延期 ・ 取消し
- 2 送付資料 (1) 談合情報報告書 (写)
 - (2) 事情聴取書 (写)
 - (3) 誓約書 (写)
 - (4) 入札調書 (写)
 - (5) そ の 他

通 告

今般、「
工事」に係る指名競争入札を執行するに当たり、「話合
いがないと、既に落札業者及び落札金額が決定されている。」との情報が、
月 日付けで報道機関
(社)を通じ、当市に寄せられました。

については、誠に遺憾の念を禁じ得ないところであり、かかる行為は、公正な競争入札を妨げるばかりか、
契約制度の根幹を阻害するものであり、あってはならないものであります。

本件情報に関する事実確認等の調査を行う間、当該工事に係る入札執行を延期するものであります。

なお、事実確認等に係る事情聴取を、当市が指定する方の出席を求め行う予定でありますので、追って通
知するものであります。

年 月 日

入札参加者各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛 契 第 号
年 月 日

様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

適正な入札執行の維持について（通知）

日頃、本市における社会資本整備充実にかかわる建設事業の執行に当たりましては格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市発注の市営建設工事に係る入札執行に関し、事前に話合いがなされ、落札者及び落札金額が決定されているとの情報が報道機関から寄せられました。

かかる行為は、公正かつ自由な競争入札の執行の重大な妨げになるばかりか、社会正義の上からもあってはならないものであります。

つきましては、今後ともこのような事態が生じることのないよう、貴団体所属構成員に対し、適正なご指導をくださるよう通知します。